

經濟・財政再生計画
改革工程表
2016改定版(原案)

(目次)

1. 社会保障分野

- ・医療・介護提供体制の適正化
- ・インセンティブ改革
- ・公的サービスの産業化
- ・負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化
- ・薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革
- ・年金
- ・生活保護等

2. 社会資本整備等

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの形成
- ・公共施設のストック適正化
- ・国公有資産の適正化
- ・PPP／PFIの推進
- ・ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進
- ・社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

3. 地方行財政改革・分野横断的な取組

- ・地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革
- ・地方行財政の「見える化」
- ・地方行政分野における改革
- ・IT化と業務改革、行政改革等
- ・経済・財政再生計画 その他の検討項目

4. 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

(文教・科学技術)

- ・少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル
- ・民間資金の導入促進
- ・予算の質の向上・重点化

(外交、安全保障・防衛)

- ・ODAの適正・効率的かつ戦略的活用
- ・国際機関への拠出
- ・効率化への取組・調達改革に係る取組等

1. 社会保障分野

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
医療・介護提供体制の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)></p> <p>必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定</p> <p>病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、報告マニュアルを見直し、特定入院料の分類等に基づく考え方を示すとともに、レセプトに病棟コードを付記し、病棟ごとの医療内容を報告</p> <p><②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討></p> <p>地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施</p> <p>介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>検討結果に基づき、取組内容を記載(P)</p> <p>療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進</p>			2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】	地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
医療・介護提供体制の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜③医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討＞</p> <p>入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>検討結果に基づき、取組内容を記載(P)</p> <p>＜④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討＞</p> <p>「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討</p> <p>検討結果に基づき、地域間偏在の是正など医師・看護職員等の需給に関する対策を実施</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
医療・介護提供体制の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正></p> <p><⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)></p> <ul style="list-style-type: none"> 国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施 その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定 2016年3月に医療費適正化基本方針を告示 医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定(2016年11月告示) <p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定(本来の策定期限は2017年度末)</p> <p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画(策定期限から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進</p> <p>外来医療費の地域差半減に向け、第3期医療費適正化計画の計画期間に向けてレセプトデータ等の分析を継続的に行うとともに、関係者における知見やエビデンスの集積を図り、現在、取組が進められている生活習慣病等については平成30年度、NDBを活用したその他の取組については平成31年度までを目途にしつつ、順次可能な限り速やかに取組の追加等を検討</p> <p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p> <p>・オンラインリサーチセンター利用開始 ・NDBオープンデータを厚生労働省のホームページに公開</p>			<p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定期限を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用奨励など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】)</p>	<p>医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】</p>

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
医療・介護提供体制の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築></p> <p>第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進</p> <p>第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進</p> <p>医療介護総合確保方針の改正</p> <p>医療計画基本方針の改正</p> <p>介護保険事業計画基本指針の改正</p> <p>平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施</p> <p><⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討></p> <p>人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討</p>			<p>第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進</p> <p>第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進</p>	<p>地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 【100%】</p> <p>在宅医療を行う医療機関の数【増加】</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者 【100%】</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者 【100%】</p>

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
医療・介護提供体制の適正化	<p>＜⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討＞</p> <p>かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、平成28年度診療報酬改定で対応</p> <p>外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入</p> <p>かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>検討結果に基づき、取組内容を記載(P)</p> <p>＜⑩看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討＞</p> <p>特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援</p> <p>臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方 法を研究</p>								かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」「地域包括診療加算」の算定状況【増加】	大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
医療・介護提供体制の適正化	<p><(i)都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組></p> <p><(ii)医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討></p> <p><(iii)機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など 平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応></p> <p><(iv)都道府県の体制・権限の整備の検討 等></p>	<p>病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分</p> <p>2015年度における病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分の取組を、2016年度以降も継続</p> <p>高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p> <p>平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応</p> <p>都道府県の体制・権限の在り方について、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる</p>								病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等 (7対1入院基本料を算定する病床数【縮小】、患者数【縮小】)

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	「 厚生労働省 」	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	＜⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病的予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築＞									
	保険者による疾病的予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進									健康寿命 【2020年までに1歳以上延伸】
インセンティブ改革	糖尿病性腎症の重症化予防について、厚生労働省・日本医師会・日本糖尿病対策推進会議の三者が協定を締結し、2016年4月に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定		「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき取組を推進							加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】
	・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択 ・取組状況について調査を実施し、ポータルサイトで達成状況を公表		先進的な予防・健康づくりの取組状況の見える化、全国展開を推進							かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数 【800市町村】 広域連合の数 【24団体】
	個人による疾病的予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進									【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】 【2022年度までに高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)男性134mmHg、女性129mmHg】
	＜⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映＞									＜続く＞
	＜⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞									＜続く＞
	＜(i)2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立＞									
	・予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標を設定 ・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始		保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討し、2018年度までに運用方法を確立		国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施					
	＜(ii)国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映＞									
	国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定	新たな仕組み(※)の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施 ※2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す		新たな仕組みを2018年度より施行						

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
インセンティブ改革	<p><⑩保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計></p> <p><(iii)健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標を設定 ・制度の運用面での強化に向けた加算・減算幅等の制度設計 <p>見直し後の加減算制度の実施に向けた準備</p> <p>健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p> <p><(iv)医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 等></p> <p>社会保険診療報酬支払基金において、2017年度に新たな業務効率化等に関する計画を策定し、これに基づき、取組を推進</p> <p>国民健康保険団体連合会において、業務の効率化等について中期経営計画等による取組を推進</p> <p>「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」において、審査支払機関の在り方等を検討し、2016年末に取りまとめ</p> <p>検討会の取りまとめに基づき、取組を実施</p>								<p>健診受診率 (特定健診等) 【2023年度の 特定健診受診率 70%以上、 2020年までに 健診受診率 (40～74歳) を80%以上 (特定健診を 含む)】</p> <p>地域と職域が連携した予防に関する活動を行う 保険者協議会 の数【47都道 府県の協議会】</p> <p>後発医薬品の 利用勧奨など、 使用割合を高める取組を行 う保険者 【100%】</p> <p>後発医薬品の 使用割合 【2017年 中央 70%以上、 2018年度から 2020年度末まで のなるべく 早い時期に 80%以上に引 上げ】</p>	

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
インセンティブ改革	<p>＜⑯ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進＞</p> <p>ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等の実施に係るガイドラインを2016年5月に公表</p> <p>＜⑰セルフメディケーションの推進＞</p> <p>健康サポート薬局について、関係検討会において、健康サポートの基準や公表の仕組みについて2015年9月に取りまとめ</p> <p>医療用医薬品の有効成分のうちスイッチOTC化が適当と考えられる候補品目について、医学・薬学の専門家、消費者等の多様な主体で構成する評価検討会議を設置し、新しい評価スキームの運用を行う</p>								<p>予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体(国民健康保険保険者等)の数【800市町村】</p> <p>予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数【600保険者】</p>	<p>＜前々頁・前頁参照＞</p>

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
				2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度
インセンティブ改革	<p>《厚生労働省》</p> <pre> graph TD A[通常国会] --> B[概算要求 税制改正要望等] B --> C[年末] C --> D[通常国会] D --> E[第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において給付費適正化の取組を推進] E --> F[市町村へ専門家を派遣するモデル事業を実施し、効果的な介護費用分析や給付費適正化のための手法を検討] E --> G[モデル事業の取組も踏まえて、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年度前半までにガイドラインを取りまとめ] F --> H[自立支援に資する適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業等を実施] G --> I[モデル事業等の取組を踏まえ、2017年度中に効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドラインを作成・公表] I --> J[要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討] J --> K[第4期介護保険給付適正化計画(2018～2020年度)に基づき推進] K --> L[費用分析や適正化手法を普及とともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進] L --> M[ガイドラインに基づき、普及に向けた取組を推進] M --> N[年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【縮小】] M --> O[年齢調整後の人一人当たり介護費の地域差(施設／居住系／在宅／合計)【縮小】] </pre> <p>要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討</p> <p>第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において給付費適正化の取組を推進</p> <p>市町村へ専門家を派遣するモデル事業を実施し、効果的な介護費用分析や給付費適正化のための手法を検討</p> <p>モデル事業の取組も踏まえて、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年度前半までにガイドラインを取りまとめ</p> <p>自立支援に資する適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業等を実施</p> <p>モデル事業等の取組を踏まえ、2017年度中に効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドラインを作成・公表</p> <p>要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討</p> <p>第4期介護保険給付適正化計画(2018～2020年度)に基づき推進</p> <p>費用分析や適正化手法を普及とともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進</p> <p>ガイドラインに基づき、普及に向けた取組を推進</p> <p>年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【縮小】</p> <p>年齢調整後の人一人当たり介護費の地域差(施設／居住系／在宅／合計)【縮小】</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間 ~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
インセンティブ改革	《厚生労働省》 <⑪要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討> ・地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化 ・保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む) 地域包括ケア「見える化」システムを通じて公表 2次リリース(7月):年齢調整済み指標 3次リリース(4月予定):既存指標の充実及び拡充 要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差分析について、「医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ」等において引き続き議論 国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、国民に分かりやすい形で定期的に公表	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
インセンティブ改革	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><⑩高齢者のフレイル対策の推進></p> <p>後期高齢者の特性に応じて、専門職(管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等)が、対応の必要性の高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等のモデル事業を実施</p> <p>効果的な栄養指導等 の研究</p> <p>専門家や関係者による検討ワーキングチームにおいて、事業内 容の効果検証等を実施</p> <p>効果検証等を踏まえ、各広域連合が実施するフレイル対策等の保健事業 のためのガイドラインを作成し周知</p> <p><⑪「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進></p> <p>「がん対策 加速化プ ラン」を 2015年に 策定</p> <p>「がん対策 推進基本計 画」(2012～ 2016年度)に基 づく取組を「がん対 策加速化プラン」によって加速化</p> <p>次期「がん対策推進基本計画」の検討、策定</p> <p>本格実施</p> <p>低栄養の防止 の推進など高齢 者のフレイル対 策に資する事業 を行う後期高齢 者医療広域連 合数 【47 広域連 合】</p> <p><前々頁参照></p> <p>がん検診受診率 【2016年度まで にがん検診受診 率50% (胃がん、 肺がん、大腸が んは当面 40%)】</p> <p>がんによる死者 【がんの年齢調 整死亡率を2016 年度までの10年 間で20%減少】</p> <p>※2017年度以 降は次期がん対 策推進基本計画で 策定する目標値</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
公的 サービスの 産業化	<p><⑩民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択 「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方にについて、2015年中に一定の方向性を取りまとめ 第2期(H30-35年度)に向けて、全健保組合にアドバイスシートを作成・送付(H28年6月) 中・小規模の健康保険組合に対し、事業導入に係る初期費用を補助 「データヘルス・予防サービス見本市」を開催し、民間企業等とのマッチングを推進 								<p>好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】</p> <p>データヘルスに対する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】</p> <p>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】</p> <p>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】</p>	<p>各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】</p>

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
公的 サービスの 産業化	<p>＜②医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等＞</p> <p>＜(i)障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施＞</p> <p>＜(ii)事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進＞</p> <p>医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応 ・薬剤師・薬局を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知 <p>介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を2016年3月に策定</p>								＜前頁参照＞	＜前頁参照＞

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
公的サービスの産業化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上></p> <p>地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援</p> <p>介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出、成立</p> <p>2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施</p> <p>・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。</p> <p>・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知</p> <p>・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映</p> <p>・福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進</p>				地域医療介護総合基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施 都道府県数【47都道府県】、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率【100%】

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
公的サービスの産業化	<p>《厚生労働省》</p> <p>~2016年度 《主担当府省庁等》</p> <p>2017年度</p> <p>2018 年度</p> <p>2019 年度</p> <p>2020 年度～</p> <p>KPI (第一階層)</p> <p>KPI (第二階層)</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>			
	<p>「②マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組」</p> <p>「(i)医療保険のオンライン資格確認の導入」</p> <p>具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施</p> <p>医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた準備</p> <p>医療・介護機関等の間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上</p> <p>医療等分野のIDの具体的制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論</p> <p>医療等分野におけるIDの段階的運用の実施に向けた準備</p> <p>オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野におけるIDの段階的運用を開始、2020年からの本格運用を目指す</p> <p>既存の医療情報の各種データベースの連結・相互利用を可能にすること等について、臨床研究等ICT基盤構築研究事業により検討</p> <p>プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<p><②世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討></p> <p><(i)高額療養費制度の在り方></p> <p>外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的な内容を検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p> <p>検討結果に基づき、取組内容を記載(P)</p> <p><(ii)医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方></p> <p>医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論</p> <p><(iii)高額介護サービス費制度の在り方></p> <p>高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的な内容を検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p> <p>検討結果に基づき、取組内容を記載(P)</p> <p><(iv)介護保険における利用者負担の在り方 等></p> <p>介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>検討結果に基づき、取組内容を記載(P)</p>									

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>~2016年度 《主担当府省庁等》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><(i)介護納付金の総報酬割></p> <p>社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p><(ii)その他の課題></p> <p>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るために他の課題について、関係審議会等において検討し、結論</p> <p><(vi)医療保険、介護保険とともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討></p> <p>医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>検討結果に基づき、取組内容を記載(P)</p> <p>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るために他の課題について、関係審議会等において検討し、結論</p> <p>検討結果に基づき、取組内容を記載(P)</p> <p>マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法(公布日(平成27年9月9日)から3年以内に施行予定)による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><(i)公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <(ii)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討></p> <p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的な内容を検討し、2016年末までに結論</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
	《厚生労働省》	通常国会 概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	<(i)公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <(ii)医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す>				
負 担 能 力 に 応 じ た 公 平 な 負 担 、 給 付 の 適 正 化	費用対効果評価について、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等について、平成28年度診療報酬改定での試行的導入を実施	試行的な導入の結果を踏まえ、速やかな本格導入に向けて、費用対効果評価に用いる費用と効果に関するデータの整備方法や、評価結果に基づく償還の可否判断の在り方等について、施行の状況も踏まえた更なる検討、診療報酬改定における適切な対応			
	<(iii)生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の在り方等の検討>	生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論			
	<(iv)市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討>	公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について検討し、湿布薬の取扱いを見直し	診療報酬改定において適切に対応		
	スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論	関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)			
	<(v)不適切な給付の防止の在り方について検討 等>	保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討	検討結果に基づき、取組内容を記載(P)		

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	<p>《厚生労働省》</p> <p>~2016年度 《主担当府省庁等》</p> <p>2017年度</p> <p>2018 年度</p> <p>通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会</p> <p><⑩後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる></p> <p>普及啓発等による環境整備に関する事業を実施</p> <p>診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施</p> <p>信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化</p> <p>信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報(ブルーブック)等を公表</p> <p><⑪後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討></p> <p>国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施</p> <p>後発医薬品の薬価の在り方について検討</p> <p><⑫後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討></p> <p>特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置(Z2)の見直しを実施</p> <p>先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目指に結論</p>			後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】	後発医薬品の使用割合 【2017年央70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引き上げ】

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	＜⑪基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討＞									
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	基礎的医薬品の安定供給に必要な薬価上の措置、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の在り方や、先駆け審査指定制度の対象となる医薬品など医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方について、平成28年度診療報酬改定で対応									
	2015年9月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進									
	＜⑫市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化＞									
	薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価									
	＜⑬薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討＞									
	薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討、遅くとも2018年夏を目途に結論									

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	＜④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善＞									
	医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進									
	未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応									200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】
	＜⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討＞									調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】
	関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施									妥結率【見える化】
	医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。									
	平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応									

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
	《厚生労働省》 ＜⑥かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残業管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞	通常国会 かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定	概算要求 税制改正要望等 患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施	年末 「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進	「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】
	＜⑦平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞	調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施	平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応	重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】	

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度			2018 年度					
	《厚生労働省》	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
薬価、 調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	<⑩診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明>	保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施	診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知						—	—

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
		2017年度		2018 年度							
年金	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<(i)マクロ経済スライドの在り方>		<(ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大>		<(iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方>		<(iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し>			
		<p>マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、継続審議中</p>		<p>中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、継続審議中</p>		<p>年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>		<p>高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>			
		<p>個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論</p>		<p>『(iv)の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省』</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度		2018 年度					
	«厚生労働省»	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
生活保護等	<p><⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む></p> <p><⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化></p> <p><⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた 真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、 必要な見直し></p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p> <p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p> <p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p> <p>生活保護からの就労・增收等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p> <p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>					<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>		

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	~2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度		2018 年度					
生活保護等	«厚生労働省»	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
	«⑩生活困窮者自立支援制度の着実な推進»	生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・增收等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】
2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)								自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
«⑪雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討»								自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び增收者数増加効果【見える化】
アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、2017年度から実現する								任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】	